

# 経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和4年9月20日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 議案第 7 号 令和4年度八街市一般会計補正予算中

第1表歳入歳出予算補正の内

歳出4款衛生費（1項1目除く）、

5款農林水産業費、7款土木費、

第3表債務負担行為補正1追加の内（16）

(1) 議案第 9 号 令和4年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

(2) 議案第10号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について

(3) 陳情第4-10号 水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情

## 経済建設常任委員会会議録

招集年月日	令和4年 9月20日(火)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻	開会	午前10時00分	委員長	山田雅士
及び宣告	閉会	午前11時32分	副委員長	桜田秀雄
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	山田雅士	出	山口孝弘	出
	桜田秀雄	出	小菅耕二	出
	加藤弘	出	角麻子	出
委員外議員	議長 鈴木広美	出		
委員会に出席した 事務局職員職氏名	事務局長 梅澤孝行		副主査 佐藤竜一	
	主査 嘉瀬順子		主査 安見里香	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	経済環境部長 相川幸法			
	建設部長 市川明男			
	農政課長 酒和裕一			
	環境課長 塚本賢一			
	クリーン推進課長 川津和久			
	道路河川課長 中村正巳			
	都市計画課長 戸村哲雄			
	下水道課長 仲田浩之			
	水道課長 古西弘一			
	その他関係職員			
委員会説明者職指名	農業委員会事務局長 小川正一			
議題	別紙日程表のとおり			



(開会 午前10時00分)

**○山田委員長**

定足数に達していますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員に山口孝弘委員、小菅耕二委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり4件です。

議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は、款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出4款1項1目を除く衛生費の提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いします。

**○塚本環境課長**

それでは、補正予算書の26ページ、27ページをご覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、6目公害対策費についてご説明いたします。

補正前の額に431万1千円を増額し、補正後の額を4千587万円とするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費431万1千円を増額につきましては、4月1日付人事異動に伴う給料、職員手当、共済費の増額補正でございます。

**○川津クリーン推進課長**

続きまして、2項清掃費、2目塵芥処理費について説明いたします。2目塵芥処理費は、補正前の額に476万7千円を追加し、補正後の額を24億7千247万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。クリーンセンター処分場管理運営費476万7千円は、10節需用費、燃料費を増額しようとするものです。これは原油価格の高騰対策として、クリーンセンター場内、場外で使用している各種車両及び重機用の軽油及びガソリンと焼却処理施設で使用している灯油及びLPガスの各単価が前年度よりも上昇していること、また、焼却処理施設基幹的設備改良工事に伴い、焼却炉の立ち上げ、立ち下げ回数が増えていること及び休業中におけるごみを一時的に仮置きするため、重機の稼働率が上がっていることなどにより、予算の不足が見込まれることから、不足する燃料費を増額しようとするものです。

以上で歳出4款衛生費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○山田委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出5款農林水産業費の提案者の説明を求めます。

説明は補正予算の項目順にお願いします。

#### ○小川農業委員会事務局長

同じく補正予算書27ページをご覧ください。5款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費、1目農業委員会費につきましては、補正前の額に49万2千円を追加し、補正後の額を7千181万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。初めに、28ページをご覧くださいと思います。

17節備品購入費27万9千円は、農地利用最適化推進用タブレット端末で、関係機関と情報共有するための体制整備として情報収集等業務効率化支援事業が導入され、農業従事者の高齢化や人口減少が進む中、農地の集約化等を加速する目的で農地の出し手、受け手の意向等の情報を基に地域の現状地図を作成し、関係機関との情報共有した上で、目標地図を作成するためのタブレット端末を購入するものであります。

今回購入する台数といたしましては9台としておりますが、農林水産省では、全国の自治体にタブレット端末の導入を進めることで、農地利用最適化推進員の2分の1の台数としており、本市は最適化推進員は18名委嘱していることから、9台分の予算措置をしたところであります。

また、タブレット導入に付随して、27ページにお戻りいただきしたいと思います。10節需用費中タブレットケース購入の消耗品費5万3千円、11節役務費中通信運搬費5万5千円、12節保守業務委託料6万2千円、13節使用料及び賃借料、盗難時等のセキュリティーソフトの利用料として4万3千円をそれぞれ計上したところであります。

#### ○酒和農政課長

補正予算書の28ページをお願いいたします。続きまして、3目農業振興費につきましてご説明いたします。

補正前の額に37万8千円を増額し、補正後の額を1億2千507万7千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。有害鳥獣駆除対策費37万8千円につきましては、有害鳥獣被害対策をはじめとした農産物の保全対策を講ずる事業に対する補助を行い、今後の対策を進めていこうとするものです。

近年、アライグマなど野生鳥獣の生息数が増加する中、市内においてもイノシシの目撃情報が寄せられるなど、その対策に苦慮しているところです。これまではカラス以外の野生鳥獣対策として、市の職員による駆除等を行ってきたところですが、野生鳥獣の増加に伴い、市の職員だけでは難しくなっている状況となっております。

このようなことから、八街市における野生鳥獣による農産物等に対する被害状況を把握し、被害対策を的確かつ効率的に行うことを目的に、八街市野生鳥獣被害防止対策協議会を令和3年12月に設立いたしました。この協議会では、国、県の補助事業を活用した被害防止対策や被害対策を的確に行うための調査・分析、また将来の対策の中心となる担い手の育成や組織作りを進めてまいりたいと考えております。今回の補正予算は、必要な事業費の予算化をいたしまして、今後の対策を進めていこうとするものです。

内訳でございますが、18節負担金補助及び交付金37万8千円につきましては、野生鳥獣被害防止対策協議会補助金11万7千円は、八街市野生鳥獣被害防止対策協議会の事業に係る経費として、狩猟免許取得促進事業補助金6万1千円は、野生鳥獣捕獲の担い手である狩猟免許所持者を確保するため初心者狩猟講習会受講料として1万円以内、狩猟免許試験申請手数料として5千200円、農作物被害防止電気柵設置事業補助金20万円は、有害獣による農作物への被害を防止し、農業経営の維持安定を図るため、販売農家が設置する電気柵の資材の購入に要した経費の2分の1、上限2万円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○山口委員

若干質問をさせていただきます。資料28ページの備品購入費のところではタブレット端末についてお聞きいたしますが、これは有効に活用していただきたいというふうに願うところでございます。

このタブレットに関しましては、18名中9台、9名の方に対することということで、9台購入するということですが、この活用の仕方であったりとか、管理方法とかもこれから協議しなきゃいけない1つだというふうに考えているところでございます。それについては、どのように考えているのか、お伺いします。

#### ○小川農業委員会事務局長

委員がおっしゃるとおり、18人中9台のタブレット購入ということになりますが、使用基準といいますか、地域の近い推進員が例えば2人一組になって、お互いの地域での活用や、あるいは2チームに分けて数か月単位での活用が想定されると考えております。

また、推進員が一番活用しやすいよう、推進員の意見を聞きながら、利用方法などを検討していきたいと考えております。

#### ○山口委員

ぜひとも、有効に活用するためにも、管理方法とかというのは入念に詰めていただきまして、タブレットとかを使い慣れている方ばかりではないと思いますので、そういったことも含めて、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。よろしく願いします。

続きまして、農業振興費のところでは、狩猟免許の取得促進事業ということでお聞きをさせていただきますというふうに思います。

先ほど、狩猟免許の取得に関して上限が1万円で、今現状、ここに書かれているのは6万1千円ということですので、約6名分の補助をする予定というふうに考えてよろしいですか。

#### ○酒和農政課長

ご説明いたしますと、狩猟免許取得促進事業補助金6万1千円につきましては、新たに狩猟免許を取ろうとする方が、まず初心者狩猟講習会受講料というのがありまして、これにつきましては1万円以内ということで補助しようと考えています。また、免許を取得するにあたって、狩猟免許申請費用というのが5千200円ございまして、この申請費用の5千200円と受講料の1万円以内、1万円と換算して、一人当たり1万5千200円が一応上限の補助と考えまして、今のところ、把握している人数としては4名ぐらいは、皆さん、新規で受けていただけるんじゃないかということで、1万5千200円掛ける4名というようなことで6万1千円の見積りというような形になっております。

以上でございます。

#### ○山口委員

分かりました。この狩猟免許というところで、狩猟免許というのは、箱わなとか、そういった類のものだと思いますけども、4名を予定しているということですが、今現状としては、4名は確保できるんじゃないかという、活用していただかないと意味がないですから、こちらは今現状も使っているということでもよろしいでしょうか。

#### ○酒和農政課長

今現在、カラスの駆除については、猟友会の方々にお願いしております。猟友会の方についても、先ほどおっしゃられたように、今回は箱わな免許について対象に取っていただければということで、今、我々が猟友会の方々とお話をしている限りは、改めて猟友会の方が免許を取ろうと考えているというような方で4名ぐらいは、本年度、いらっしゃるのかなど。今後はどんどん周知を図っていきまして、被害を受けている農家の皆さん自らが免許を取ってやっていただけるような体制を作っていければというような形で考えております。

以上でございます。

#### ○山口委員

今、課長がおっしゃったとおりでございます。猟友会の方だけではなくて、農家の皆さんも自らが対策が打てる、免許を持って対応できるという体制が一番好ましいというふうに思いますので、そのような形に向けて今後も対応していただきたいと思います。

あと、電気柵についてなんですけども、今現状もイノシシの被害等に心配をなさって、もう既に設置したよという方も中にはいらっしゃるというふうに伺ってはおります。自らの農地は自らが守るという形で対応していただいておりますが、今後、設置したいという方々が多くなった場合は、この補助金よりも多く設置できるような対応ができるのか、お伺いします。

#### ○酒和農政課長

今回補正として上げさせていただいたのは2分の1以内の上限2万円ということで、10

名分ということで、取っております。我々の方も既に、自ら、イノシシでなくても電気柵を設置して、農作物被害を防いでいるよという方は結構いらっしゃるの確認できております。今回、農閑期といたしますか、補正予算成立後だと、もう秋以降になるので、新規で設置する方、何とか今年度内に設置した方については、対象にできるような形で考えておられるんですけども、次年度に向けた皆さんの希望については、せんだって、アンケート調査を回して、今後回収して、皆さん、もし補助を受けられるとしたら電気柵を設置する、そういう気持ちはありますかみたいな形で、無記名なんですけれども、アンケート調査を、今、取っておりますので、そこら辺の上がってきた人数ですとか、あとは予算等も絡むことなどで、いろいろとそれを踏まえた中で検討していければというような形で考えております。

以上でございます。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○桜田委員

今の山口委員の関連なんですけども、電気柵、これは南の方からどんどん上がってきているような感じなんですけども、現状はどの辺まで被害が来ているのか分かりますか。

#### ○酒和農政課長

今、桜田委員のおっしゃったとおり、現在、県の事業でコンサルの方が八街の方に来ていただいて、いろんな角度から分析していただいています。その結果を、この間、途中経過を見せていただいたんですけども、やはり、桜田委員のおっしゃるように、南の方からやってくるようです。ですから、四木、滝台、あとは小谷流ですとか、あとは根古谷、岡田、用草、こちらの方で目撃情報等があるということにつきましては把握しております。

以上でございます。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出7款土木費の提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いします。

#### ○中村道路河川課長

それでは、補正予算書の28、29ページをご覧ください。7款土木費、1項土木費管理費についてご説明いたします。

1目土木総務費は、補正前の額に727万7千円増額し、補正後の額を9千927万5千円とするものがございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費727万7千円の増額につきましては、給料、職員手当、共済費で、4月1日付人事異動に伴う増額補正でございます。



次に、7款土木費、2項道路橋梁費についてご説明いたします。1目道路橋梁総務費は、補正前の額に11万8千円増額し、補正後の額を1億5千155万1千円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費11万8千円の増額につきましては、給料、職員手当、共済費で、4月1日付人事異動に伴う増額補正でございます。

次に、3目道路新設改良費は、補正前の額に1千267万9千円増額し、補正後の額を3億670万6千円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。道路整備事業費1千267万9千円の増額につきましては、道路改良工事として、道路境界確定による市道住野12号線通学路整備工事1千67万円の増及び道路維持修繕工事は200万9千円の増、市道小谷流1号線水路補修工事と市道泉台46号線道路維持工事を計上したものでございます。

#### ○戸村都市計画課長

続きまして、4項都市計画費についてご説明いたします。補正予算書の29ページをご覧ください。

初めに、1目都市計画総務費につきましては、補正前の額から1千618万6千円を減額し、補正後の額を1億2千603万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費1千618万6千円の減額につきましては、都市計画課4人分の給料、職員手当、共済費の4月1日付人事異動等による減額補正でございます。

次に、補正予算書の30ページをご覧ください。

2目街路事業費につきましては、補正前の額に515万2千円を増額し、補正後の額を5千98万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費515万2千円の増額につきましては、都市計画課1名分の給料、職員手当、共済費の4月1日付人事異動等による増額補正でございます。

続きまして、5項住宅費についてご説明いたします。1目住宅管理費につきましては、補正前の額から1千89万4千円を減額し、補正後の額を1億2千91万2千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費1千201万3千円の減額につきましては、都市計画課2名分の給料、職員手当、共済費の4月1日付人事異動等による減額補正でございます。

住宅施設整備事業費111万9千円の増額につきましては、市営住宅九十九路団地1の1号棟揚水ポンプ交換工事に係る費用でございます。ポンプ2台のうち1台が経年劣化に伴い不具合を起こしているため交換するものでございます。

以上で7款の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

#### ○桜田委員

道路新設改良費なんですけど、先ほど説明がありましたけれども、これは住野の交差点改良に

伴うものですか。

**○中村道路河川課長**

これは交差点改良というものではございませんで、朝陽小学校と北中学校の前の市道102号線、そこから通学路に使っている八街・榎戸学園台の入り口から住野神社方面に抜ける細い道があるんですけれども、そこが102号線沿いの方は、それなりに団地がございまして広いんですが、その先が従前から未舗装の畑道のような形になっておりまして、そこが雨の状態だったり、霜が降りたりすると、ぐちゃぐちゃという状態で、以前からそういう要望は上がっていたのではございますけれども、その隣接する畑地の道路境界につきまして、長年にわたって未確定でございまして、それがここで地権者の協力が得られまして境界が確定したことによりまして、整備できることとなりましたので、その部分を、歩行者や自転車が通る道路として舗装するという形で整備するものでございます。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

**○戸村都市計画課長**

第3表債務負担行為補正1追加についてご説明させていただきたいと思っております。

**○山田委員長**

では、審議に戻させていただきます。

戸課長、お願いします。

**○戸村都市計画課長**

すみません。それでは、補正予算6ページをご覧くださいと思います。

第3表債務負担行為補正1追加(16)市営住宅消火器の賃借になります。(16)市営住宅消火器の賃借につきましては、消防法により消火器の設置が義務付けられている九十九路団地と長谷団地の消火器につきまして、現在、設置している消火器の賃貸借契約期間が令和5年3月末で満了するため、新たに令和5年4月からの契約が必要となったことから、債務負担行為の設定を行うものでございます。期間は令和4年度から令和14年度までで、限度額は167万円でございます。なお、令和4年度は入札と契約のみを行いまして、実際の賃貸借期間は令和5年4月から令和15年3月末までの10年間とするものでございます。

以上で第3表債務負担行為補正1追加の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**○山田委員長**

大変失礼しました。

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

**○加藤委員**

これはそれぞれ何台ぐらいですか。

**○戸村都市計画課長**

消火器の数でございますけれども、九十九路団地52台、長谷団地65台となっております。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○山田委員長**

起立全員です。議案第7号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

執行部の皆様に申し上げます。議案第9号、議案第10号に関係する職員以外は退席して結構です。

委員の皆様、しばらくお待ちください。

再開します。

議案第9号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

この議案は収入、収支について提案者の説明を求めます。

**○仲田下水道課長**

議案第9号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第2条、業務の予定料の補正ですが、汚水整備事業につきまして、既決予定額が284万6千円を増額し、1億183万8千円にしようとするものです。

次に、収益的収入及び支出について科目ごとにご説明いたします。5ページの実施計画書をご覧ください。

初めに、収入1款下水道事業収益は既決予定額から12万1千円を減額し、補正後の額を7億9千886万8千円にしようとするものです。

内訳ですが、2項営業外収益につきまして既決予定額に524万2千円を増額し、補正後の額を5億4千286万円5千円とするものです。これは2目他会計補助金は一般会計補助金が増えたことにより4万8千円の増、3目長期前受金戻入は償却資産等取得財源の精査による37万円の増、4目雑収益は給与引当金戻入及び法定福利費引当金戻入の増と除却資産に係る繰延収益の収益化による収益の増による482万4千円の増によるものでございます。

次に、3項特別利益につきましては、既決予定額から536万3千円減額し、補正後の額を213万4千円にしようとするものです。これは1目その他特別利益は、減損損失資産に係る繰延収益の収益化による収益の減額でございます。

続きまして、支出1款下水道事業費用は既決予定額から1千200万7千円を減額し、補正後の額を7億1千212万3千円にしようとするものです。

その内訳ですが、1項営業費用につきましては、既決予定額に287万5千円増額し、補正後の額を6億5千462万1千円とするものです。2目污水管渠費は委託料の減及び污水管渠修繕工事の増による545万3千円の増、3目総係費は人事異動により職員7名分の人件費が減額したことによる633万2千円の減、5目減価償却費は前年度決算が確定したことによる下水道施設等有形固定資産減価償却費の減及び無形固定資産減価償却費の減による164万2千円の減、6目資産減耗費は下水道施設更新に伴う固定資産除去費539万6千円の増が主な要因でございます。

次に、2項営業外費用につきましては、既決予定額から623万1千円減額し、補正後の額を5千47万2千円にしようとするものです。

これは1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利子の確定により36万2千円の減、2目消費税及び地方消費税は、消費税及び地方消費税納税の見込額の精査により586万9千円を減額するものです。

次に、3項特別損失につきましては、既決予定額から865万1千円減額し、補正後の額を603万円にしようとするものです。

これは1目減損損失は減損損失の発生を見込んでいた建設仮勘定の精査により1千166万円の減、3目過年度損益修正損は、令和3年度に精算した令和2年度流域下水道維持管理負担金の精算保留に伴う返還金300万9千円を増額するものです。

続いて6ページをご覧ください。

4条、資本的収入及び支出ですが、初めに、収入、1款資本的収入は既決予定額に45万2千円を増額し、1億6千964万6千円にしようとするものです。

内訳ですが、1項企業債につきましては、既決予定額に50万円増額し、1億300万円にしようとするものです。これは1目資本費平準化債の増による50万円を増額するもので

す。

次に、2項他会計補助金につきましては、既決予定額から4万8千円減額し、補正後の額を4千21万4千円にしようとするものです。これは1目他会計補助金は人事異動に伴い児童手当分の基準内繰入金を4万8千円減額するものです。

続きまして、支出、1款資本的支出は既決予定額に283万1千円増額し、補正後の額を4億2千98万円にしようとするものです。

内訳ですが、1項建設改良費につきましては、既決予定額に284万6千円増額し、補正後の額を1億3千382万4千円とするものです。これは1目污水管渠建設改良費において資本勘定支弁職員の人件費の減及び污水管渠整備工事の増によるものです。

次に、2項企業債償還金につきましては、既決予定額から1万5千円減額し、補正後の額を2億8千715万6千円にしようとするものです。

予算書の1ページにお戻りください。中段の第4条、本文、括弧書きについてですが、補正後の資本的収支の財源不足につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5千133万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1千64万円、減債積立金5千772万2千円、当年度損益勘定留保資金1億1千494万2千円及び繰越利益剰余金処分量6千803万円で補填することに改めようとするものです。

続いて2ページに参りまして、第5条、企業債の補正についてですが、予算第5条中の表中、資本費平準化債につきまして資本的収支及び支出の補正に伴い起債限度額を50万円増額し530万円に改めようとするものです。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正についてですが、予算第8条に定めた職員の給与費につきまして既決予定額から810万6千円減額し、補正後の額を6千673万3千円に改めようとするものです。

次に、第7条、利益剰余金の処分の補正ですが、予算第10条に定めた額に368万5千円増額し、繰越利益剰余金のうち6千803万円を減債積立金に積み立てるよう改めるものです。

以上で令和4年度八街市下水道事業会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○桜田委員

説明書の中の6ページなのですが、資本的支出、污水管渠建設改良工事費とありますけれども、これは人件費と工事費を含めて284万6千円、これは内訳は分かれますか。

#### ○仲田下水道課長

汚水の管渠建設改良費が462万円の増で、職員の給与費が177万4千円の減となっております。

#### ○桜田委員

この整備工事は場所は分かります。

**○仲田下水道課長**

当初、汚水適正化処理構想を本年度見直す時期でしたのですが、職員で対応しようとしていたところ、そちらの方を業務委託として発注したものにより工事費が増額しております。

**○桜田委員**

今、市内各所でミニ開発がどんどん進んでいますけれども、市街地で。下水道整備区域内で、今行われている工事、宅地開発工事というのはありますか。

**○仲田下水道課長**

数の方は正確には把握しておりませんが、現在、3か所か4か所、帰属の工事が行われています。

**○桜田委員**

受益者負担の部分と本管で市が対応するところとあると思うんですけども、どこもそういう計画はないですか。

**○市川建設部長**

最近の傾向なんですけど、どちらかといいますと、事業者さんの方が下水道の整備の方をしていただいて、市に帰属すると。当然、市の方は本来は負担金を徴収するものを取らずに整備費の方を考えますと、そちらの方が有利なときには、そちらの方を使っていただきますと、事業者さんの方が直接工事をしていただけるのが最近多くなってきてございます。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第9号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○山田委員長**

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてを議題とします。

この議案は収入、収支について提案者の説明を求めます。

**○古西水道課長**

それでは、議案第10号、市令和4年度八街市水道事業会計補正予算第1号について説明い

たします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出ですが、支出第1款水道事業費用につきましては、既決予定額に34万2千円を増額し、10億2千109万円としようとするものです。

内訳でございますが、4ページの実施計画書をご覧ください。

令和4年度八街市水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出ですが、支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、2目配水及び給水費を49万6千円増額するもので、これは本年4月の人事異動に伴う人件費の増額によるものでございます。

次に、4目総係費を15万4千円減額するもので、本年4月の人事異動に伴う人件費の減額等によるものでございます。

1ページにお戻りください。第3条、資本的収入及び支出ですが、支出第1款資本的支出につきましては、既決予定額から419万円を減額し、4億5千283万9千円としようとするもので、こちらも本年4月の人事異動に伴う人件費の減額によるものでございます。

2ページをお開きください。第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは予算第9条に定めた職員給与費の既決予定額から384万8千円を減額し、7千868万4千円としようとするものです。

以上で議案第10号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算第1号について説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○山田委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第10号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○山田委員長**

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

議事都合により10分間休憩します。

議案第9号、第10号に関係する職員は退席して結構です。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時03分)

## ○山田委員長

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

市川部長より発言を求められておりますので、これを許します。

## ○市川建設部長

議案第9号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算第1号について、先ほどの説明に一部紛らわしい点がございましたので、訂正をさせていただければと思います。

補正予算書の2ページをご覧くださいませ。第5条、企業債の補正でございます。予算第5条、こちらの方は表中でございます。金額という形ではなく、数字の訂正でございます。資本費平準化債を4800から5300へという形で、表の数字の訂正でございますので、先ほど50万円増額という形でしたが、こちらの方は単位等が抜けて入っておりますので、4800から5300へのご訂正の方をお願いいたします。

以上です。

## ○山田委員長

執行部の皆様に申し上げます。陳情第4の10号の審査を行いますので、関係する職員以外は退席して結構です。

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第4の10号、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情を議題とします。

議会事務局長が朗読します。

## ○梅澤議会事務局長

朗読いたします。

陳情文書表。受理番号、陳情第4の10号。

受理年月日、令和4年8月24日。

件名、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情。提出者、八街市八街は18番地、農民運動千葉県連合会。

陳情書件名、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情。

陳情趣旨。

一昨年より続いている原油、飼料、肥料などの高騰がロシアのウクライナへの侵攻と異常な円安によって、さらに拍車がかかり、物価が高騰し、コロナ禍で困窮する国民生活に重大な影響をもたらせています。そして、コスト上昇を農産物の販売価格に転嫁できない農業経営が破綻に追い込まれ、離農の連鎖という事態になっています。

コロナ禍の中で2021年産米は概算金では1俵60キロ、9千円から7千円台へと大暴落しました。しかし政府は2022年産米について5万ヘクタールもの生産削減を求め、水



田活用直接支払交付金の引きはがしを強行しています。

米価維持対策として供給量を減らし続けるだけの政策は大破綻しています。このままでは離農の連鎖となり、米作りをする農家は消えてしまいかねません。しかも転作への唯一の施策といってよい水田活用の直接支払交付金を削減することは、自給率の低い麦、大豆、ソバ、ナタネ、牧草などへの転作に頑張ってきた農家への裏切りと言わざるを得ません。

コロナ、ウクライナ危機、異常円安で輸入に頼る日本の食料生産と供給体制の脆弱さが露呈し、37パーセントという食料自給率の下で食料危機が目前に迫っていることを政府は認識すべきです。今こそ食料を増産し、確実に食料自給率を向上させるために農業を営む全ての農家に緊急支援対策を実施し、所得保障や価格保障などの政策的支援を拡充する施策、予算への転換が求められています。

以上の趣旨から下記事項について意見書を政府関係機関に提出することを陳情します。

陳情事項1、再生産を保障する生産者米価となるよう米の価格と自給に国が責任を持つ米政策へ転換すること。当面、備蓄制度を活用した自給システムを復活すること。

2、自給率低下に追い打ちをかける水田活用直接支払交付金の見直しは中止すること。自給率が低い麦、大豆など畑作物への支払額の増額を行うこと。

3、燃料、飼料、肥料原料、農業資材の高騰対策として農家への緊急直接支援を実施すること。

4、食料自給率を着実に引き上げるため、EUやアメリカ並みの直接支払い、不足払い制度を実施し、穀物、乳製品等の備蓄制度を拡充させるための予算の抜本的な拡充を行うこと。

5、生活困窮者に対する食料支援制度を実施すること。コロナ禍などによる生活困窮者、子ども、学生などに実施されている食料支援への取組への政府の支援を拡充すること。

6、国内自給、食料政策に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止すること。当面、国産米の自給状況に応じ、輸入数量抑制を実行すること。

令和4年8月24日。八街市議会議長、鈴木広美様。

以上です。

#### ○山田委員長

委員の皆様に申し上げます。

これから、委員間の討議を行います。

執行部に願意について行政の内容や現状の説明を求めることはできますが、陳情の性質上、執行部は直接の当事者ではありませんので、願意の是非について執行部を問いたすような発言は禁止いたします。

この陳情について、意見等のある委員は発言願います。

#### ○角委員

ちょっと確認というか、水田活用交付金の見直しのところで、実際に声が挙がっているとか、そういうのが執行部の方に来ているかどうかの確認をまずさせてください。

#### ○酒和農政課長

水田活用直接支払交付金というものにつきましては、米以外のものを作付けしたときに補助金を出しますといったようなものでして、現在の八街市では、この交付金は受けておりません。

以上でございます。

#### ○山田委員長

ほかに発言のある方は。

#### ○山口委員

はい、分かりました。角委員が質問した内容も一応理解できたんですけども、現状としては、農家さんから見たら、今、燃料費の高騰とか飼料、肥料の原料、資材等の高騰というのは大変危惧しているというところは認識しているところでございます。

今、行政としてどれくらい上がっているかというところで、データというか、どれくらい上がっているかという情報は把握できていたらお聞かせ願いたいんですが。

#### ○酒和農政課長

よく肥料の価格が上がりますということで、春先、J Aの方でお話がありまして、私も農家の声を聞く限りでは、かなり上がってきてしまっていると。何年分か買い置きしたといったような声も聞いているんですけども、それぞれの分野いろいろあるかと思うんですけども、どれくらい上がっているという具体的な割合については、申し訳ございませんけれども、今現在把握しておりません。

#### ○山口委員

私のちょっと聞き方が悪かったのかもしれませんが。例えば、今、八街市においては、様々な補助制度も創設しているわけであって、この前行った、ファイトやちまた中小企業支援金についても、この1つかなど、農家さんを助けるための1つなんじゃないかなというふうに思っております。

今現在としても、千葉県であったりとか、国の方もいろいろ様々な動きを、肥料であったり、燃料であったり、資材であったり、高騰している中で動きを見せているというところも行政としても把握されていると思います。

その点については、どのように把握されているのか、お伺いします。

#### ○酒和農政課長

今回、先ほどのファイトやちまたですとか、農業元気アップですとか、そちらについて高騰対策、幾ばくか、3万円という金額なんですけれども、いち早く皆様に交付すべく、今現在、事務を行っているところでございます。

その後も様々な県の情報等あるんですけども、肥料に対しての値上げ対策については、今後もさらに実施していく予定であると。新年度予算の要求ですとか、そこら辺の情報は来ておりますので、そこら辺の情報を注視しながら、今後も情報収集していきたいと考えております。

以上でございます。

○山田委員長

ほかに質疑のある方。

○小菅委員

この中で水田の減反のことについて書かれておるところでございますけれども、八街市においては、いわゆる水田を耕作しているといいますか、どのぐらいの面積があって、何軒ぐらいの農業者が携わっているのか、お伺いできますか。

○酒和農政課長

今年度のへり防の申請面積につきましては、八街市全体で71.7ヘクタールというような水田が耕作されているというような形で把握しております。また、水田農家数なんですけれども、128軒ということで把握しております。

以上でございます。

○小菅委員

そうしますと、72ヘクタールあるということですが、政府は5万ヘクタールの削減を求めたということですが、八街市での対象の面積というのは、どのぐらいあるのか、お伺いできますか。

○酒和農政課長

実際、以前は削減の面積について転作等目標面積というのが割り振られて、その分についてクリアしなければいけなかったというような状況だったんですけれども、平成20年ぐらいから、そういったような目標面積の配分ではなくて、生産目安ということで、各市町村に割り振られまして、千葉県内につきましては。ちなみに、令和4年産米については、生産目安ということで508.4トン、あとは生産目安の面積については102.7ヘクタールというようなことで生産目安については、県の地域農業再生協議会の方から各市町村宛、配分されていると。配分といいますか、そういった形で参考までに割り振られているというような状況となっております。

以上でございます。

○加藤委員

八街市の農業総産出額のお米は、どのぐらいの割合になりますか。

○酒和農政課長

先ほど71.7ヘクタールということで申し上げましたけれども、こちらの方で算出額を試算して、ちょっと弾きますと、大体お米が0.6パーセントというような数字が先ほど出たんですけれども、ですから、八街市の総産出額の1パーセント以下ぐらいと、1パーセント満たないぐらいというような形でイメージしていただければと思います。

以上でございます。

○加藤委員

この陳情の中では、「水田活用直接支払交付金の引きはがし」という言葉が入っていますけど、水田活用直接支払交付金の受給を受けるための要件というのは、どういう要件がありま

すか。

#### ○酒和農政課長

対象水田なんですけれども、米、麦、飼料作物、水田にこれを作付けしますと、交付単価といたしましては10アール当たり3万5千円、また、飼料用の稲ですか、そういったものを作付けしますと、1反歩当たり、10アール当たり8万円、また、加工用米ですと、10アール当たり2万円、あと飼料用米、米粉用米というものについては収量に応じ5万5千円から10万5千円、10アール当たり、そういったものが交付されるといったような交付金となっております。

以上でございます。

#### ○山田委員長

ほかに発言のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○山田委員長

発言がなければ、以上で終了します。

執行部の皆様に申し上げます。委員間討議が終了しましたので、退席していただいて結構です。

委員の皆様、しばらくお待ちください。

再開します。

これから討論を行います。討論はありますか。

#### ○加藤委員

この資料の中に、自給率37パーセントとありました。私、これを勉強させてもらいましたが、自給率というのは、カロリーベースでの方式と生産額ベースというんですか、この二通りあると。この37というのは、去年のデータが国のやつが38で載っていました。これはカロリーベースですね。国際的には、今、生産額ベースということで出ております。日本はカロリーで発表しちゃっていますので、大変低い状況です。

参考までに申し上げますと、生産額のベースで見ますと、その前に、1つの例ですけど、自給率のたとえですけども、日本で我々が日常食べている卵、これを生産額ベースで計算した場合、97パーセント、ですが、鶏の餌のほとんどが輸入品ということで、カロリーベース計算だと13パーセントという非常に低い数字になってしまう。そういうこともありますので、ここに書かれているのは、37パーセントというのはカロリーベースでの計算だと思います。生産額ベースで世界のやつを見た場合、日本は68パーセント、オーストラリアで128パーセント、フランスが83パーセント、イタリアが80パーセント、ドイツが70パーセント、イギリスが58パーセント、カナダが121パーセント、アメリカは92パーセントという数字に変化してきます。

こういうことも踏まえて検討されたらいかかなと、私は思いました。

以上です。

## ○山口委員

今、加藤委員がおっしゃった内容というのは、すごい的確かなというふうに思いました。

あと、この陳情なんですけども、読み解くと、陳情の事項の1から6の内容を政府機関に議会として提出していただきたいという内容でございます。

先ほど一つ一つ確認をしていったんですが、八街市の議会から出すというところで、八街市には関係のない項目が幾つかあるんですというのが分かりましたし、そういう関係のないところも議会として出していくのかということも含めて考えていく必要があるというふうに思います。

なので、これは今の現状としては、このまま出すというのは、私はちょっといかがなものかなというふうには考えます。

## ○加藤委員

今、山口委員が言われたように、上のタイトル、水田活用交付金の見直しの撤回、これと米価下落対策、これで2つですよ。農業資材高騰対策などを求めると書かれていながら、下の方には、4番目の自給率を上げるためということや、5番目の生活困窮者に対すると、そういうふうの上に書かれたものとは違うものが混じり込んだということになってくると、ちょっと問題があるんじゃないかと思っておりますので、その辺は委員会の中で検討した方がいいんじゃないかと思っております。このままではちょっと私は個人的には上げることに賛成できません。

## ○山田委員長

ほかに発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、意見としては出尽くしたようなので、これまでの委員間討議を基に、この陳情に対しての採択、不採択を採りたいと思っておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

## ○桜田委員

ちょっと、今、お話を聞いていたんですけども、例えば、3番目の燃料の高騰等、これについては、今、千葉県の方でも補正予算が計上されています。様々な問題で県の方も対応しているわけですけども、田んぼの話とか、いろいろあります。田んぼも現に岡田とか、あの辺では、先ほど、説明にもあったように、田んぼもあるわけですね。

本来は、前にもお話ししましたが、陳情というのは、これは市民からの議会に対するお願いでございます。全国市長会の方でも、大体7割から8割同意できれば、それは上げていいんだよと、そういう話もあります。重箱の隅をつつくようなことをやっているとなかなか真面目にとれないと思うんですけども、私はそういう意味で、やっぱり、市民のから上がってきたものは最大限期待に応えると、そういう意味で、別にこの原案で問題があるわけではないだろうと、私は思います。

## ○山田委員長

ほかに発言のある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

では、発言がなければ、これから討論、採決に移りたいと思います。  
まずは討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

では、討論がなければ、これで討論を終了します。

陳情第4の10号、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情を採決します。

この陳情を採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立少数)

○山田委員長

起立1名。では、起立少数で、陳情第4の10号は不採択と決定しました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

経済建設常任委員会を閉会します。

委員の皆様申し上げます。この後、農業委員会事務局より説明がございますので、第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時32分)